

琉球大学学術リポジトリ

大学生を中心にした若者の「脳死および臓器移植」に対する態度の研究（その4）

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2008-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田中, 朋弘, 浜崎, 盛康, 島袋, 恒男, Tanaka, Tomohiro, Hamasaki, Moriyasu, Shimabukuro, Tsuneo メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/3310

大学生を中心にした若者の「脳死および臓器移植」に対する態度の研究（その4）

田中朋弘（法文学部 倫理学）

浜崎盛康（法文学部 哲学）

島袋恒男（教育学部 教育心理学）

A Study on Attitude of the Young - especially of Students - toward Brain Death and Organ Transplantation.(4)

Tomohiro TANAKA(College of Law and Letters - Ethics)

Moriyasu HAMASAKI(College of Law and Letters - Philosophy)

Tsuneo SHIMABUKURO(College of Education - Psychology)

I 背景と目的

脳死状態の患者からの臓器移植を可能にする「臓器移植法」が、1997年6月18日に成立し、同年10月16日に施行された。この法律は臓器移植による以外には助る見込みのない患者にとって大きな福音であったが、法施行後も1999年2月28日に一例目の脳死移植が行われるまで1年半近くにわたり移植は実施されなかった。しかし諸条件が整いはじめたこともあって、その後およそ1年半の間に移植は相次いで行われ、これまでに7例（2000年6月29日現在）が実施されている。

「臓器移植法」は、今年の秋をめどに改正が予定されており、その意味ではわれわれは、この法律が今後どのような方向へ進むのか、また移植医療はどのように行われるべきなのかについて、社会的に検討を続けることが必要だと思われる。

本研究の目的は、脳死と臓器移植をめぐる諸問題について、特に若者たちがどのような意識を持っているかを鍵にして、検討を試みることである。具体的には、臓器移植法の成立前と後とに2度アンケート調査を行い、それぞれのアンケート調査の分析と相互の比較に基づいて、この課題について検討した。

「大学生を中心にした若者の脳死および臓器移植に対する態度の研究（その1）」（以下「研究（その1）」等と略記する）から「研究（その3）」までは、臓器移植法施行前のデータ（第1回目のデータ）を対象にして分析を試みたが、今回の研究調査報告では、法施行後の1997年12月に実施したアンケート調査のデータ（第2回目のデータ）をもとに、第1回目のデータ分析による結果との比較を交えて検討を試みている。

今回の研究でも、前3回の研究において明らかになった「脳死についての知識と態度決定」の問題は特に注目に値する。前研究では、脳死や臓器移植に関する態度の決定が、必ずしも正確な知識に基づいて行われているわけではないことが、統計的データに基づいて明らかになった。今回の研究報告では、実際に法が施行された後、そのような傾向に変化がみられるのか否かという点を一つの着眼点としてまとめた。

また、第2回目の調査では、調査用紙に「臓器提供意思表示カード（いわゆるドナー・カード）」に関する4つの項目を追加した。そして、「臓器移植法」施行直後に、ドナー・カードが若者の間でどの程度の普及率をみせていたのか、あるいは、どの程度の割合で実際に記入が行われていたのかなどの点についても新たに検討をほどこした。これらの項目を設定したのは、移植医療における「自己決定権」という問題の所在を明らかにするためである。提供や被提供を、誰の意思によってどのような方法で決定するのかという問題は、依然として多くの論点を残しているように思われる。

II 方法

前述のとおり調査は2回行われたが、今回の研究報告は第2回目の調査についてのものである。

1) 調査の対象

調査の対象者は、琉球大学の学生303人、沖縄県立芸大の学生15人、沖縄国際大学の学生113人、沖縄リハビリテーション福祉学院の学生60人の計491人である。

2) 調査実施の方法

いずれの調査も、講義の際に教室で主旨を説明の上、アンケート用紙に記入してもらった。

3) 調査期間

調査実施の期間は、1997年12月4日から12月16日の間である。

4) 調査票

調査項目は、付表に示す通りである。

5) 結果の分析方法

調査の分析では、結果は大きく4つの部分に分けられた。第1部は脳死と臓器移植に関する「知識・関心」について、第2部は「脳死への態度」、第3部は「臓器移植への態度」、第4部は「この問題と靈魂観および宗教への信仰との関係」についてである。それぞれ分析をし、必要と思われる項目については第1回目の調査結果を参照しながらクロス集計をし、 χ^2 テストを行った。

III 結果と考察

1 関心と知識（質問1、質問11、質問12）

まず、脳死と臓器移植についての関心の度合いについて検討する。質問項

目は、「脳死を人の死とする臓器移植法が施行されたことを知っていましたか」というものである（質問1）。その集計結果は表1である。「はい」が491人中428人（87.2%）、「いいえ」が63人（12.8%）であった。前回調査では、「はい」が95.8%ときわめて高い割合であったが、今回も肯定の答えが9割近くになっているところをみると、この問題に対する関心の高さがうかがえる。ここで参考までに、類似の調査の結果をみておこう。今回の調査のおよそ10ヶ月後（1998年10月）に、総理府による「臓器移植に関する世論調査」⁽¹⁾が行われている。その結果によれば、「知っていた」と答えた人が80.1%というやはり比較的高い割合の結果がでている。

表1 臓器移植に関する関心（質問1）

はい	いいえ
428 (87.2)	63 (12.8)

単位：人（ ）内：%

次に前回の調査同様、「脳死について正しい知識を持っているか」を検討してみた。具体的には質問11で、「脳死状態」と「植物状態」の違いを知っていますか、という形で尋ねた。その集計結果が表2である。「はい」と答

表2 脳死についての知識（質問11）

はい	いいえ
149 (30.5)	340 (69.5)

単位：人（ ）内：%

えた者は149人（30.5%）で、「いいえ」が340人（69.5%）であった。肯定的に答えた者の割合は、前回調査の結果（40.6%）と比較しても、依然として高いとは言えない数字である。

質問12ではさらに、質問11で「はい」（つまり「違いを知っている」）と答えた者（149人）に対して、脳死状態と植物状態の違いを実際に書いてもらった。表3はそれらを内容に関して検討した結果の集計表である。

表3 脳死と植物状態についての知識（質問12）
（質問11で「はい」と答えた者が対象）

正確に記述	一部間違い	全く間違い	記述なし
76 (51.0)	45 (30.2)	22 (14.8)	6 (4.0)

単位：人 （ ）内：%

この結果によれば、質問11で「脳死と植物状態の違いを知っている」と答えた者のうち、実際にその違いを正確に記述していたのは76人（51.0%）、すなわち半分程度の者である。前回の調査結果が31.8%（245人中78人）であったことを考えると、回答した者の正答率は上昇している。そして、一部間違いがある者が45人（30.2%）、全く間違っている者が22人（14.8%）であった⁽²⁾。

さらに、次の表4に示したように、質問12の記述を調査対象者全体との関係でみると、正確に記述した者76人は15.5%にしかすぎず、一部間違いがある者45人は9.2%、全く間違っている者22人は4.7%であり、記述なしの者348人は70.7%であった。

このように、脳死状態とはいったいどのような状態であるのか、そもそも知らない者（70.7%）、知っているつもりでいたが一部間違っている者（9.

2%)、また全く間違っている者(4.7%)を合わせると、全体の84.5%を占める。そして反対に、正確な知識を持っている者は15.5%にしかすぎないことが分かった。前回調査時点で、正確な知識を持っている者は12.9%であったが、臓器移植法が施行された後でもなお、脳死状態や植物状態がどのような状態であるのかに関して、正確には知られていないことが伺える。

表4 脳死と植物状態についての知識(調査対象者全員との関係)

正確に記述	一部間違い	全く間違い	記述なし
76 (15.5)	45 (9.2)	22 (4.7)	348 (70.7)

単位：人 ()内：%

以上の検討から、脳死と臓器移植についての関心は確かに非常に高いが、しかし脳死についての正確な知識を持っている者の割合は、むしろ低いと再び結論せざるをえない。関心が高いということそれ自体は悪いことではないが、このような二回の調査結果から示唆されることは、その関心が表層的なレベルでとどまっている可能性が高いということである。少なくとも、われわれの二つの調査結果の範囲内では、そのように考えるのが妥当だろう。この点は、以下の考察においても再び重要な視点を提供することになる。つまり、各人の様々な態度決定が、どのような根拠や知識に基づいて行われているかが再度問題になると考えられるからである。

2 脳死への態度

a 人間の死を法律で決めることについて(質問2)

前回の調査は臓器移植法施行前に行われたが、今回の調査は、この法律が

施行された後に行われており、その事実が、各人の態度決定に何らかの影響を与えているのではないかという点に関心が向く。そこで前回同様「人の死を法律で決めることについてどう思いますか」（質問2）という形で質問をしたところ、それに対する結果は表5のようになった。前回調査の結果（「決めてよい」が16%、「どちらとも言えない」が56%、「決めるべきではない」が28%）に比べると、肯定的回答が若干増え、否定的回答が若干減っている。しかし全体的にみて、態度を留保する回答が6割程度であるという傾向には変わりがないようであり、法律施行による影響は特に見られないようである。

表5 人の死を法律で決めてよいか

決めてよい	どちらとも言えない	決めるべきではない
100 (20.4)	295 (60.3)	94 (19.2)

単位：人 （ ）内：%

b 脳死は人の死であるか（質問3）

「研究（その1）」でも検討しているように、この問題に関しては、これまで様々な形で賛否が論じられてきた。そしてこれは、2000年秋に予定されている臓器移植法の改正に際しても、おそらく根本的な重要問題として再度議論を呼ぶことが予想されるものである⁽³⁾。この項目でもまた、脳死状態の人からの移植を可能にする臓器移植法が実際に施行されたということが、この判断にも何らかの変化を与えているかもしれない。

そこで「脳死は人の死だと思いますか」という問いを集計したのが表6である。その結果によれば、前回の調査結果（「人の死である」が34%、「ど

ちらとも言えない」が53%、「人の死ではない」が13%）と比較して、脳死は人の死ではないという回答はほとんど変わらないが、人の死と認める回答は若干増加している。

表6 脳死は人の死であるか（質問3）

人の死である	どちらとも言えない	人の死ではない
202 (41.2)	212 (43.3)	76 (15.5)

単位：人 ()内：%

c 「脳死は人の死」は正しい知識に基づいているか（質問3と質問11/質問12）

次に、今回も「脳死は人の死である/ない」という判断が正確な知識に基づいているかについて調べてみた。表7はそのために、質問3と質問11をクロス集計した結果である。質問3は、脳死は人の死だと思えますか、という

表7 「脳死は人の死」と知識の正確さ(1)（質問3と質問11）

質問11 \ 質問3		1*	2	3
	はい	54 (36.2)	77 (51.7)	18 (12.1)
	いいえ	147 (43.4)	135 (39.8)	57 (16.8)

単位：人 ()内：% $\chi^2=6.132$ $p<0.05$

*1:人の死である 2:どちらとも言えない 3:人の死ではない

ものであり、質問11は、「脳死状態」と「植物状態」の違いを知っていますか、と尋ねたものである。

χ^2 テストの結果、この表の人数の偏りは有意であることが分かる($\chi^2=6.132$ $df=2$ $p<0.05$)。特に、質問11において「脳死状態」と「植物状態」の違いを知っていると答えた者は、そうでない者に比べて質問3において「どちらとも言えない」と答える傾向があるということになる。

前回の調査では同じ質問項目に関して統計的に有意な傾向を示す数値は出なかったが、しかし知識の有無に関わらず明確な判断を下している者の多さが問題点として指摘された。しかし今回は、特に「脳死状態」と「植物状態」の区別を知っていると答えた者に、脳死は人の死であるかどうかの判断に迷う傾向があるという結果が出た。このことが示しているのは、脳死に関する知識がその判断に慎重さを与えているということであろう。

この知識と判断の関係についてさらに検討するために、質問3と質問12をクロス集計して分析してみよう。質問12は、質問11で「はい」（「脳死状態」と「植物状態」の違いを「知っている」）と答えた人に、実際に自由記述形式でその違いについて書いてもらったものである。その結果は表8のようになった。

表8 「脳死は人の死」と知識の正確さ(2)（質問3と質問12）

質問12 \ 質問3	1*	2	3
正確な記述	29 (38.2)	40 (52.6)	7 (9.2)
一部間違い	15 (33.3)	23 (51.1)	7 (15.6)
全く間違い	10 (45.5)	11 (50.0)	1 (4.5)

単位：人 ()内：% $\chi^2=2.570$ n.s.

*1:人の死である 2:どちらとも言えない 3:人の死ではない

χ^2 テストの結果が示すところによれば、この表の人数の偏りは有意ではない ($\chi^2=2.570$ $df=4$ n.s.)。つまり質問3と質問12の回答に特定の関係はないということである。言い換えれば、脳死は人の死であるか否かに関して下される判断は、正確な知識の有無とは無関係になされているのである。

以上を要約すると、「脳死は人の死であるかどうか」に関する判断に、脳死に関する正確な知識はそれほど強く影響を与えていない。しかしながら、「脳死」に関する知識を保有していると回答した者の中には、「脳死は人の死であるかどうか」に関する判断を保留する者が多いことがわかる。

3 臓器移植への態度

a 脳死状態の患者からの臓器移植（質問6）

この質問項目も、法律の施行によって回答傾向が変化する可能性があると考えられるものの一つである。ここでも前回同様、「脳死状態の患者から臓器移植を行ってもよいと思いますか」という質問に5つの選択肢を用意した。表9はその集計結果である。

表9 脳死状態の患者からの臓器移植（質問6）

1*	2	3	4	5
60 (12.2)	226 (46.0)	141 (28.7)	51 (10.4)	13 (2.7)

単位：人（ ）内：%

- *1:積極的に行うべき
- 2:どちらかというと思うべき
- 3:どちらとも言えない
- 4:どちらかというと思うべきではない
- 5:絶対に行うべきではない

「積極的に行うべき」が60人（12.2%）、「どちらかというと思うべき」が226人（46.0%）であり、両方を合わせると、6割弱の人が脳死状態からの臓器移植を容認していることになる。これは前回の調査結果（1が10%、2が41%、3が34%、4が12%、5が2.7%）と概ね同じ傾向であり、法施行による大きな影響は特にみられない。

b 脳死の認否と臓器移植の是非（質問6と質問3）

では、aで確認した脳死状態の人からの臓器移植に対する態度は、「脳死は人の死であるか否か」という判断と関連があるのだろうか。この点に関して検討するために、質問6と質問3とをクロス集計し分析を試みた。表10がその集計結果である。 χ^2 テストの結果、この表の人数の偏りが有意であることが分かる（ $\chi^2=152.649$ $df=8$ $p<0.001$ ）。

表10 脳死の認否と臓器移植の是非（質問6と質問3）

質問3 \ 質問6	1*	2	3	4	5
死である	50(24.8)	109(54.0)	32(15.8)	8(4.0)	3(1.5)
どちらとも言えない	8(3.8)	101(47.6)	84(39.6)	18(8.5)	1(0.5)
死ではない	2(2.6)	16(21.1)	24(31.6)	25(32.9)	9(11.8)

単位：人 （ ）内：% $\chi^2=152.649$ $p<0.001$

* 1：積極的に行うべき

2：どちらかというと思うべき

3：どちらとも言えない

4：どちらかというと思うべきではない

5：絶対に行うべきではない

この結果から分かることは、脳死を人の死と認める者は、臓器移植にも積極的な傾向があり、脳死を人の死と認めない者は、臓器移植に消極的な傾向があるということである。この点は、前回の調査と同じく今回の調査でも比較的是っきりとした傾向として確認された。

c 臓器移植の是非と脳死の知識の正確さ(質問6と質問12)

ここでもわれわれの関心事の一つである、臓器移植への態度と脳死に関する知識の関係を検討しておきたい。具体的には、質問6と質問12についてクロス集計を行った。その結果が表11である。 χ^2 テストの結果によれば、この表の人数の偏りは有意ではない($\chi^2=4.519$ $df=8$ n.s.)。

表11 臓器移植の是非と脳死の知識の正確さ(1)(質問6と質問12)

質問12 \ 質問6	1*	2	3	4	5
正確に記述	10(13.2)	40(52.6)	19(25.0)	5(6.6)	2(2.6)
一部間違い	6(13.3)	19(42.2)	15(33.3)	5(11.1)	0(0.0)
全部間違い	3(13.0)	13(56.5)	6(26.1)	1(4.3)	0(0.0)

単位：人 ()内：% $\chi^2=4.519$ n.s.

- * 1:積極的に行うべき 2:どちらかというを行うべき
- 3:どちらとも言えない 4:どちらかというを行うべきではない
- 5:絶対に行うべきではない

この結果から、臓器移植に対する態度においても、脳死に関する正確な知識とは関係なく判断が行われているということが看取される。

この点に関しては、脳死と植物状態に関する知識を問う質問12に対して回答していない者が、臓器移植の是非に対してどのように回答しているかをみればより明らかになる。その集計結果は表12の通りである。

表12 臓器移植の是非と脳死の知識の正確さ(2)（質問6と質問12）

質問12 \ 質問6	1*	2	3	4	5
記述なし	10(13.2)	40(52.6)	19(25.0)	5(6.6)	2(2.6)

単位：人（）内：%

- *1:積極的に行うべき
- 2:どちらかというを行うべき
- 3:どちらとも言えない
- 4:どちらかというを行うべきではない
- 5:絶対に行うべきではない

質問12で「記述なし」というのは、「脳死状態と植物状態の区別が分からない」と答えた者である。しかし表12からも見て取れるように、それでも脳死移植に関する態度を比較的明確にとっている者が少なくない。この結果からも、このような態度決定は、必ずしも脳死についての知識を前提として行われているわけではないことが分かる。

d-1 意思表示カードへの関心（質問13）

今回の調査では、「臓器提供意思表示カード（いわゆるドナー・カード。以下「意思表示カード」と略記する）」に関する設問を追加した。「臓器移植法」施行直後に、意思表示カードが若者の間でどの程度の普及率をみせていたのか、あるいは、どの程度の割合で実際に記入が行われていたのかなど

の点について検討するためである。

まず、質問13において「あなたは臓器提供意志表示カード（ドナー・カード）があることを知っていますか」と尋ねた。その集計結果は表13である。「はい」と答えた者が344人（70.2%）で、「いいえ」と答えた者が146人（29.8%）である。意思表示カードの存在自体を知らない者が3割近くいるということになる。

ここで参考までに、先に既に参照した総理府による世論調査（1998年10月）の結果をみておこう。この調査によれば、意思表示カードの存在を「知っていた」者が63.1%、「知らなかった」者が36.9%である。臓器移植法そのものについての関心度が概ね8割程度であったことを考えると、この数字はそう高いものとは言えないであろう。

表13 意思表示カードへの関心（質問13）

はい	いいえ
344 (70.2)	146 (29.8)

単位：人 （ ）内：%

d-2 意思表示カードの所持（質問14）

次に質問14では、「あなたは臓器提供意志表示カード（ドナー・カード）を持っていますか」という設問をもうけて、意思表示カードの所持について尋ねてみた。その結果が表14である。

表14 意思表示カードの所持（質問14）

はい	いいえ
28 (5.7)	462 (94.3)

単位：人（ ）内：%

表14の結果からも分かるように、所持していると答えた者は28人（5.7%）にしかならない。しかしこの割合は、先の総理府の世論調査では、全体の2.6%にとどまっていた。本調査の実施時期が、この総理府の調査より10ヶ月近く前であることを考えあわせると、その2倍強という割合は比較的高いと言えるのかもしれない。また、臓器移植法施行後初めての脳死移植が行われた直後に毎日新聞が行ったアンケート調査（1999年4月21日朝刊）があるのでそれをみると、そこでは意思表示カードの所持率は7%である。さらに、同時期に朝日新聞が行ったアンケート調査（1999年6月14日夕刊）でも、所持率は7%であった。われわれの調査が脳死移植が実際に行われる前のものだけということを考えて、これと同等であったことを考えると、5.7%という割合は比較的高いと言えるだろう。

d-3 性別と意思表示カードの所持（性別と質問14）

この毎日新聞が行ったアンケート調査の結果では、意思表示カードの所持率は、若い世代の女性においてより高い傾向があることが分かっている。

われわれの調査データは若者を中心としたものなので、年齢に関する分析は不可能だが、性によって所持率が異なっているかどうかは調べることが可能である。そこで性別と意思表示カードの関係についてクロス集計してみたのが、表15である。 χ^2 テストの結果、この表の人数の偏りが有意であるこ

とが分かる ($\chi^2=6.043$ $df=1$ $p<0.05$)。つまり、意思表示カードの所持に関して、女性には肯定的に答える傾向があり、男性は否定的に答える傾向があるということになる。前述の毎日新聞の調査結果によれば、意思表示カードの所持率は、20代女性で22%、30代女性で11%である。調査の実施時期や調査対象の世代の違いはあるが、我々の調査でも、女性の所持率が高いという結果が出ていることは注目に値する。

表15 性別と意思表示カードの所持（性別と質問14）

質問14	性別	男性	女性
	はい		9 (32.1)
いいえ		258 (56.0)	203 (44.0)

単位：人 ()内：% $\chi^2=6.043$ $p<0.05$

d-4 意思表示カードへの記入（質問15）

先述のように毎日新聞の調査によると、（1999年3月現在）意思表示カードの所持率は7%であった。これは、意思表示カード普及運動の成果もあると思われるが、やはり、実際に脳死状態の人から移植が行われたという事実が大きく影響しているように思われる。現に、2例目以降のドナーには、この1例目の報道を受けて意思表示カードへの記入を行った人もいと伝えられている。おそらく、7例目まで移植の件数が増えている現在（2000年6月）では、さらに所持者の割合は増えていることが推測される。

続いて質問15では、質問14で「はい」と答えた人を対象に、意思表示カードに記入をしているか否かを尋ねてみた。その結果が表16である。

表16 意思表示カードへの記入（質問15）

はい	いいえ
10 (21.7)	36 (78.3)

単位：人 （ ）内：%

「はい」と答えた者が10人（21.7%）で、「いいえ」と答えた者が36人（78.3%）である。このことから、意思表示カードを手元に持っているが、未だ記入することをためらっているという者が、臓器移植法施行直後では8割近くであったことが分かる。実際に記入しているという者の割合を調査対象全体との関係でみると、結局、491人中10人すなわち2.0%にしかすぎない。

この点に関しても、前述の総理府の世論調査をみておくことにしよう。この調査によれば、意思表示カードに記入をしているという人は42.9%であり、していないという人は57.1%である。所持している者が実際に書き込んでいた割合は、われわれの調査の2倍ほど高い割合になっているのが特徴的なデータである。

しかし、書き込みがなされている意思表示カードが全体のどの程度の割合になっているかに関してはどうであろうか。総理府世論調査の有効回収数は2157人であるから、意思表示カードを所持（2.6%）し、かつ実際に書き込んでいる（42.9%）人は、全体の1.1%にしかすぎないことになる。調査対象者の違いなどを加味して考えても、臓器移植法が施行されて1年近くの間、記入された意思表示カードの存在率は、1～2%程度と極めて低い割合だったと考えられる。

その原因の一つとしては、意思表示カードの配布方法に関する問題が指摘されていた（1998年10月13日付琉球新報）。すなわち、厚生省などから配布された約720万枚の意思表示カードは各都道府県に届けられた後、さらに地

方の自治体へと配布を委託されたが、委託先でどのような配布方法が採られているかを全体的に把握できていない（また意思表示カードの配布場所も周知されていない）、ということがそれである。

このような事態が脳死移植の実現を1年以上にわたって妨げているとして、配布先の見直しが計られた。そして2000年6月現在では、公的機関のみならず、銀行やコンビニエンス・ストアなどにも置かれているという状況になっている。このような方法は、選択の機会を増大させるという意味では確かに重要なことであるが、それが受け入れられるのは、各人が十分に自律的であることが前提となる場合に限られるということに留意すべきである。

これまで検討してきたように、脳死や臓器移植に関して何らかの意志決定を行う場合、多くの若者が、正確な知識に基づき熟考した上で自らの態度を決めているとは限らないことが明らかになっている。確かに、自らの決定に際し「自らを陶冶する」のは各人の責任の範囲内でのことである。しかしその責任はもちろん、意思表示カードを持つ側だけのものではないはずである。すなわち、責任の半面は、配布する側にもあるということである。そのためには今後、ただ配布するだけではなく、どのような情報をどのような方法で提供するかということも大いに問われる事柄になると思われる。

d-5 意思表示カードの内容（質問16）

次に、これらの意思表示カードに記入している10人について、どのように書き込んでいるかを質問16で確認した（意思表示カードの写しに直接記入してもらった）。その集計結果は表17のようになった。

記入をしている10人のうち、何らかの提供意思を示したのは9人であるが、そのうちの8人が不正確な記述をしている。その内容は、該当する番号に丸をつけていない者が7人で、番号には丸をつけているが提供臓器に丸をつけていない者が1人である。また、非提供の意思を明確にしている人が1人い

た。アンケート用紙への写し間違いという可能性も考えられないでもないが、番号に丸をつけないために移植が行えなかったケースは、1例目の移植以前にも実例があった（毎日新聞1998年1月6日）。それ故現在の意思表示カードは、選択する番号部分の色を変え、矢印をつけるなどして、付け忘れに注意を喚起する様式のものに変更されている。

表17 意思表示カードの内容（質問16）

正確な記入（提供）	不正確な記入（提供）	正確な記入（非提供）
1（10.0）	8（80.0）	1（10.0）

単位：人（ ）内：%

4 靈魂観および宗教との関わりと「脳死と臓器移植」

これらの関連に関しては、研究（その3）において詳細に検討を施したので、ここでは単純集計の結果を分析するに止めておく。臓器移植法の施行前と後という時間的差異が、この問題に関して特別に大きな影響を及ぼすとは考え難いように思われるからであり、また集計結果も実際そのようなものになった。

a 死後の靈魂の存続について（質問17）

質問17において、「肉体が減んでも靈魂は存続すると思いますか」と尋ね、死後の靈魂の存続に対する態度を調べてみた。表18はその結果を集計したものである。

表18 靈魂は死後存続するか（質問17）

はい	どちらとも言えない	いいえ
203 (41.3)	203 (41.3)	85 (17.3)

単位：人（ ）内：%

死後も靈魂が存続すると答えた者は491人中203人（41.3%）であり、「どちらとも言えない」が203人（41.3%）、いいえと否定した者は85人（17.3%）であった。前回調査の結果では、「はい」が34.7%、「どちらとも言えない」が47.0%、「いいえ」が18.3%であった。肯定的な答えがやや増えているが、否定する者の割合にはほとんど変化がないと言えよう。

b 靈魂の輪廻について（質問18）

質問18では、あなたはいわゆる「靈魂の輪廻」を信じますか、という設問を用い、靈魂の輪廻に関してどのように考えるかを尋ねた。表19はその集計結果である。

表19 靈魂の輪廻を信じますか（質問18）

はい	どちらとも言えない	いいえ
133 (27.1)	228 (46.4)	130 (26.5)

単位：人（ ）内：%

靈魂の輪廻を信じると答えた者は、491人中133人（27.1%）であり、「ど

「どちらとも言えない」が228人（46.4%）、信じないと答えた者が130人（26.5%）であった。前回調査の結果では、「はい」が22.5%、「どちらとも言えない」が50.0%、「いいえ」が26.8%であった。この項目でも、肯定的な答えが微増しているが、否定する者の割合にはほとんど変化がない。

c 宗教への信仰（質問19）

質問19では、「あなたはある特定の宗教を信じていますか」という設問で宗教信仰について尋ねた。表20はその集計結果である。

表20 宗教を信じていますか（質問19）

はい	どちらとも言えない	いいえ
22 (4.5)	46 (9.4)	423 (86.2)

単位：人 （ ）内：%

特定の宗教を信じているとはっきり肯定した者は、491人中22人（4.5%）であり、「どちらとも言えない」は46人（9.4%）、「いいえ」が423人（86.2%）であった。前回調査の結果では、「はい」が4.5%、「どちらとも言えない」が9.1%、「いいえ」が86.4%であった。この項目は特に全般的に、回答傾向にほとんど変化がないのが特徴である。

IV 要約と展望

本研究における調査は、臓器移植法の成立前と施行後に2度行われた。「研究（その1）」から「研究（その3）」までは1回目（1997年5月23日

～6月9日)の調査結果の分析であり、本稿は2回目の調査(1997年12月4日～16日)に関する分析である。

まず、脳死と臓器移植に関する「知識・関心」についての分析では、臓器移植法が施行されたことを知っているかどうかについて尋ねた(質問1)。結果は、調査対象者491人中428人(87.2%)が知っていると答え、前回調査の結果(95.8%)同様、この問題に関する関心の高さが明らかになった。

だがこれもまた前回調査と同様に、脳死状態や植物状態について正しい知識を持っていると言える者は、全体の15.5%にすぎないことも明らかになった。

「脳死への態度」では、脳死は人の死であるか否かという判断(質問3)に関する分析を行った。結果は、「死である」と考える者が491人中202人(41.2%)であり、「どちらとも言えない」が212人(43.3%)、「人の死ではない」という答えが76人(15.5%)であった。さらにこのような判断が正確な知識に基づいているかをクロス集計して調べた結果、それらの間には統計的に関連がないことが判明した。

「臓器移植への態度」については、まず、脳死状態の患者から臓器移植を行ってよいか否かについて尋ねた(質問6)。その結果は、「積極的に行うべき」と「どちらかというに行うべき」をあわせて6割弱の人が脳死状態からの臓器移植を容認している、ということであった。

さらに「臓器移植の是非と知識の正確さ」の関係を調べるために、クロス集計を行って分析した(質問6と質問12)。その結果、これらの項目も統計的に関連がないことが明らかになった。すなわち、臓器移植の是非に関する判断は、必ずしも脳死や植物状態に関する知識の正確さに基づくものではない、ということである。

以上の検討から、今回の調査でも前回同様、脳死をめぐる様々な態度決定が、必ずしも正確な知識に基づいているとは言えないということが明らかになった。これは非常に重要な問題であるように思われる。なぜなら、昨今し

ばしば議論の俎上に載せられている「自己決定権」という概念そのものを大きく動揺させる危険をはらむ問題であるように思われるからである。

「臓器提供意思カードの普及」においては、まず意思表示カードの存在を知っているかを尋ね、これについての関心の度合いを調べてみた（質問13）。その結果、知っていると答えた者が344人（70.2%）で、知らないと答えた者が146人（29.8%）であった。

次に、意思表示カードを所持しているかについて尋ねた（質問14）。その結果は、持っていると答えた者が28人（5.7%）であり、持っていないと答えた者が462人（94.3%）である。この結果は、本調査のおよそ10ヶ月後（1998年10月）に実施された総理府の世論調査（「臓器移植に関する世論調査」）で所持率が2.6%にとどまっていたことと比較すると、やや高い割合である。さらに、意思表示カードの所持率が性別によって異なっているか否かをクロス集計を行うことで分析してみた（性別と質問14）。その結果は、意思表示カードの所持に関しては、性別による傾向があることが判明した。すなわち、特に女性の方に持っていると答える傾向がみられるということである。

続いて意思表示カードに記入しているかどうかを尋ねてみた（質問15）。その結果は、「はい」が10人（21.7%）で、「いいえ」が36人（78.3%）である。すなわち、意思表示カードを所持している者のうち、8割近くが未記入のままだということである。そうすると、意思表示カードを所持し、かつ記入している者は、全体との関係でみると491人中10人、つまり2.0%にしかすぎないことになる。

質問16では、意思表示カードに記入していると回答した人を対象にして、その内容を検討した。その結果は、提供の意思を正確に記入している者が10人中1人（10.0%）、提供の意思はあるが不正確な記入をしている者が8人（80.0%）、非提供の意思を正確に記入している者が1人（10.0%）である。不正確な記入の内容は、該当する番号に丸をつけていない者が7人、番号は

つけているが提供臓器に丸をつけていない者が1人であった。以上をすべて考えあわせると、今回の調査対象者のうち、意思表示カードを所持し、かつ正確に記入している者は491人中1人、すなわち0.2%にしかならないことになる。記入間違いの多さについては既にこれまで多数の指摘があり、現在ではそれに対する対策がとられている。しかし、提供意思カードの配布方法と適切な情報提供の方法に関しては、未だ検討の余地があるように思われる。

靈魂観および宗教との関わりと「脳死と臓器移植」においては、前回の調査同様に、「靈魂は死後存続するか」（質問17）、「靈魂の輪廻を信じるか」（質問18）、「宗教を信じているか」（質問19）という三つの項目に関して尋ねてみた。これらの項目のうち、靈魂の死後の存続に関しては、認める者が若干増えているとも言えようが、しかし全体としては、前回調査と回答の傾向に大きな変化はなかった。殊に、質問19の宗教信仰に関する回答傾向が、前回調査とほとんど同じであった点が非常に特徴的であった。

さて以下では、脳死移植をめぐる現状について、現在までの状況をまとめておきたい。3例目までの経過については、「研究（その3）」において既述しているので、ここでは、4例目から7例目までの脳死移植について概観しておく。

4例目の脳死移植は、1999年6月21日（3例目の7日後）に行われた。臓器提供者は50歳代の男性であり、大阪府立千里救命救急センターにおいて脳死判定および臓器摘出が行われた。提供臓器は肝臓と腎臓である。この移植では、脳波計の感度設定を誤ったことによって判定のやり直しが行われ、提供者には結局5回も無呼吸テストが行われることになった（千里救命救急センターは、無呼吸テストの実施を含む独自の臨床的脳死判定基準を用いている）。

1999年9月5日には、10代の女性が藤田保健衛生大病院で臨床的脳死と見なされ、法的脳死判定の準備が進められた。しかし一回目の判定データが、前庭反射消失の確認を片耳だけで行っていたことが判明（日本臓器移植ネッ

トワークのコーディネーターの指摘）し、二回目の判定は中止、移植を断念するという事態になった。既に一例目の脳死移植から、マスコミ各社の報道姿勢が、患者や家族のプライバシー保護という観点から問題になっていたが、この時には、全国紙の一部が法的脳死が確定したという誤報を流したことも問題として挙げられている。

2000年2月8日には、厚生省保健医療局公衆衛生審議会疾病対策部会第24回「臓器移植専門委員会議」が開かれ、4例目までの脳死移植に関する検証作業が行われている。そこでは基本的に4例のすべてにおいて特筆すべき問題はないという結果が出されているが、検証方法やその妥当性の是非を巡って未だ異論があるというのが現実である。この臓器移植専門委員会議は今のところ、第24回（2000年2月8日）以降開催されていない（2000年6月29日現在）。したがって、検証作業も4例目までで休止したままである。

5例目は2000年3月29日に実施された。提供者は20代の女性で、駿河台日本大病院を脳死判定／臓器提供施設として、心臓、肺、肝臓、腎臓が移植された。ここでも、脳波検査の一部を誤って省略し、検査をやり直したという問題が報告されている。

6例目は2000年4月16日に行われた。提供者は40歳代の女性で、由利組合総合病院を脳死判定／臓器提供施設として、腎臓が移植された。

7例目は2000年4月25日の実施である。提供者は50歳代の女性で、杏林大病院を脳死判定／臓器提供施設として、心臓、肝臓、脾臓、腎臓が移植されている。

残念ながらここでは、個別の事例に関して詳細に検討を施す紙幅の余裕がない。しかし、これらの事例から共通に見て取れる点をひとつだけ挙げるとすれば、あらゆる意味でこの医療が過渡的な状況にあるということである。技術や社会的な手続きに関して改善すべき点は非常に多い⁽⁴⁾。

とは言え本研究の結果から明らかになったように、それらに通底する問題も存在する。それこそがまさに、「脳死に関する知識と態度決定の関係」で

ある。その意味でこの問題は、立場の違いを越えて共有されるべき問題だと言ってよいだろう。

臓器移植法が成立する前には、特にドナーの「自己決定権」が強調され、それを根拠に脳死移植の容認を訴える論調が多く見られた⁽⁶⁾。このような主張が全面的に間違いであるとは思わないが、しかし果たして、この概念を錦の御旗として振りかざすことに全く問題はないと言えるのだろうか。そこでは、そもそも「自己決定権」とは何か、という点に関する議論が等閑に付されていたように思われる。恐らくわれわれの研究から明らかになったことのひとつは、まさにこの問題の危険性についてである。特に、若者が脳死や臓器移植についての判断を正確な知識に基づかずに比較的明確に行っていることは、様々な角度から再考すべき問題である。要するに、「自己決定権」の尊重という理念に対して、「誰が、何を、どのように（どのような知識に基づいて）自己決定するのか」が問われているのである。

注

- (1) 「臓器移植に関する世論調査」（1998年10月実施）。『世論調査年鑑—全国世論調査の現況 平成11年版』、（総理府）内閣総理大臣官房広報室編 所収。調査項目は①臓器の移植に関する法律について、②臓器提供意思表示カードについて、③臓器提供の意思について、④外国で移植手術を受けることについてである。調査対象は、全国20歳以上の男女3000人（有効回収数2157人）である。
- (2) 前回のアンケート調査と同様の方法で各記述を検討した。脳死と植物状態の違いについての正確な記述については、ここではおおむね新聞などの説明のレベルで考えている。すなわち、脳死については、「全脳の機能の不可逆的停止、大脳も脳幹も機能を停止している、自

発呼吸がない」などの記述があり、かつ植物状態については、「大脳の機能は停止しているが脳幹は生きて機能している、自発呼吸がある」などの記述があるものを、正確な記述とした。「一部間違い」、「全く間違い」もこれを基準にして判断した。

- (3) 厚生省研究班である「臓器移植の法的事項に関する研究」チームの報告によると、1) 脳死は一律に人の死、2) 家族の同意だけで移植が可能、という点が改正案の内容として提言されている。（毎日新聞1999年4月28日付朝刊）
- (4) 既に行われた脳死移植を巡る諸問題を検証している文献もある。例えば、『検証脳死・臓器移植 透明な医療をどう確保するか』、平野恭子、岩波書店、2000年、『脳死移植報道の迷走』、浅野健一、創出版、2000年、『脳死移植 いまこそ考えるべきこと』、高知新聞社会部「脳死移植」取材班著、河出書房新社、2000年、など。
- (5) 脳死移植が可能になると一転して、家族による本人意思の付度のみで移植を可能にする途が再び模索されているようである。法の改正がどのような形で進められるのかを注視したい。

【付表】 調査用紙

脳死と臓器移植についてのアンケート調査
琉球大学法文学部人間科学科人間行動講座（哲学・倫理学）

学部		学科	学年
性別（丸で囲んでください）	男 女	年齢 歳	出身都道府県

以下の質問に答えてください。移植する臓器の種類が問題になると思う場合は、主に心臓を念頭に置いて答えてください。なおこのアンケートは、全体的傾向を知るためのものであり、あなた個人に迷惑がかからないように処理されます。ご協力を感謝いたします。

- 脳死を人の死とする臓器移植法が施行されたことを知っていましたか。
(1)はい (2)いいえ
- 人の死を法律で決めることについてどう思いますか。
(1)決めてよい (2)どちらとも言えない (3)決めるべきではない
- 脳死は人の死だと思いませんか。
(1)人の死である (2)どちらとも言えない (3)人の死ではない
- 脳死判定を行うか否かは、誰が決めるべきだと思いますか。
(1)医師 (2)患者本人と家族 (3)患者本人・家族・医師の協議
- あなた自身の場合に、あなたは脳死判定を希望しますか。
(1)はい (2)どちらとも言えない (3)いいえ
- 脳死状態の患者から臓器移植を行ってもよいと思いませんか。
(1)積極的に行うべき (2)どちらかというで行うべき (3)どちらとも言えない
(4)どちらかというで行うべきではない (5)絶対に行うべきではない
- もしあなたが病気になる、脳死状態の患者からの移植によってしか助かる見込みがない事態に陥ったとしたら、あなたは臓器移植を希望しますか。
(1)はい (2)どちらとも言えない (3)いいえ
- もしあなたの身近な人（肉親）が病気になる、脳死状態の患者からの移植によってしか助かる見込みがない事態に陥ったとしたら、あなたはその肉親への臓器移植を希望しますか。
(1)はい (2)どちらとも言えない (3)いいえ
- 自分が脳死状態になった場合、臓器を提供したいと思いますか。
(1)はい (2)どちらとも言えない (3)いいえ
- 身近な人（肉親）が脳死状態になり、本人が臓器提供の意思を事前に表明している場合に、提供に同意しますか。
(1)同意する (2)どちらとも言えない (3)同意しない

11. 「脳死状態」と「植物状態」の違いを知っていますか。
(1)はい (2)いいえ
12. 問11で「はい」と答えた人は、その違いを簡潔に書いてください。
-
13. あなたは臓器提供意志表示カード(ドナーカード)があることを知っていますか。
(1)はい (2)いいえ
14. あなたは臓器提供意志表示カード(ドナーカード)を持っていますか。
(1)はい (2)いいえ
15. 問14で「はい」と答えた人にお尋ねします。あなたは、臓器提供意志表示カード(ドナーカード)に記入していますか。
(1)はい (2)いいえ
16. 問15で「はい」と答えた人にお尋ねします。下の臓器提供意志表示カード(ドナーカード)の写しにあなたが記入している通りに書き込んで下さい。

↓
く該当する1.2.3.の番号を○で囲んだ上で
提供したい臓器を○で囲んで下さい

1. 私は、脳死の判定に従い、脳死後、移植の為に○で囲んだ臓器
を提供します。(×をつけた臓器は提供しません)
心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・その他()

2. 私は、心臓が停止した死後、移植の為に○で囲んだ臓器を提供
します。(×をつけた臓器は提供しません)
腎臓・眼球(角膜)・脾臓・その他()

3. 私は、臓器を提供しません。

登録年月日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆): _____

家族署名(自筆): _____

(可能であれば、この意思表示カードをもっていることを知っている家族が、そのことの確認のために署名して下さい)

17. 肉体が減んでも靈魂は存続すると思いますか。
(1)はい (2)どちらとも言えない (3)いいえ
18. あなたはいわゆる「靈魂の輪廻」を信じますか。
(1)はい (2)どちらとも言えない (3)いいえ
19. あなたはある特定の宗教を信じていますか。
(1)はい (2)どちらとも言えない (3)いいえ